

返戻金制度に関する規定

当社の紹介により就職した者が入社後３か月以内に本人の都合による退社又は本人の責めに基づく解雇により雇用契約を終了した場合、受領した紹介手数料から次に定める金額を求人者に返還する制度です。

- ① 入社日以降２週間未満の場合は、サービス利用料の７５％を返還するものとする
- ② 入社日以降２週間以上より２か月未満の場合は、サービス利用料の５０％を返還するものとする
- ③ 入社日以降２か月以上より３か月未満の場合は、サービス利用料の２５％を返還するものとする

ただし、紹介予定派遣の場合、派遣先（求人者）で就業中の派遣労働者を求職者として紹介する場合には、この返戻金制度は適用しません。

また、返戻金制度は有料職業紹介契約書により別の定めをする場合があります。

許可番号 ２３－ユ－３０２０２９

事業所 株式会社トランスオーシャン

愛知県名古屋市東区矢田南４丁目２－９

ハイツＫ３Ｂ